

Daiwa Institute of Research



~制度調查部情報~

2006年4月6日 全3頁

米国基準と国際会計基準の 統合化

制度調査部 吉井 一洋

2009 年までに米国と EU 間の調整措置不要に

【要約】

わが国企業が日本基準の財務諸表を用いて EU で資金調達を行う場合、2007 年からは補完計算書の作成や追加開示といった調整措置が求められる予定であった。この調整措置の義務付けが 2009 年に先送りされる可能性が高まってきた。

背景には、米国と国際会計基準・EU 間の会計基準のコンバージェンスの進展がある。米国と EU は 2009 年に、調整措置無しに、会計基準に基づく財務諸表の使用を相互に認める方向にある。米国の FASB (財務会計基準審議会)と IASB (国際会計基準審議会)はそのための会計基準のコンバージェンスに向けた「覚書」として、2006 年 2 月に MOU を公表している。

わが国企業に対する EU での調整措置の義務付けが 2009 年まで先送りされたとしても、米国と EU 間で調整措置不要となった場合は、調整措置が必要なわが国企業は、2009 年以降は、不利な立場に立たされることになる。

本レポートでは、MOU の内容を中心に、米国と EU、米国と IASB とのコンバージェンスの動きを解説する。

1.2007 年から 2009 年問題へ

2006年4月5日の日本経済新聞の朝刊は、EU域内で資金調達を行うわが国企業に対して求められる予定である追加開示の適用時期が、2007年から2009年に先送りされる方向であると報じている。

EU は、2005 年から EU 域内の上場企業に対して、国際会計基準に基づく連結財務諸表の作成を義務付けている。その一方で、EU 域内で資金調達を行う EU 域外の企業に対しても 2007 年から、国際会計基準またはこれと同等の会計基準の適用を義務付けることとしている。EU 域外の会計基準が国際会計基準と同等か否かについては、CESR(欧州証券規制委員会)が検討を行い、既に 2005 年7月に報告書を公表している。

報告書では、日本、米国、カナダの会計基準は総じて同等と結論付け、補完計算書の作成や追加開示を要求した上で、EU での適用を認めるよう EU 委員会に勧告している。即ち、EU で資金調達を行う米国、カナダ、日本の企業に対しては、2007 年から調整措置の適用を求めることとされたわけである。これが俗に会計基準の「2007 年問題」と称されていた。

しかし、米国と EU との間では、2009 年までに補完計算書や追加開示などの調整措置無しに、お互いの会計基準による財務諸表の使用を認める方向で検討が進められている。このような動きを受けて、わが国やカナダの企業が自国の会計基準に基づく財務諸表を用いて EU で資金調達を行う場合も、2007 年から 2009 年まで、調整措置の義務付けが先送りされる可能性が出てきた。冒頭の記事は 2009 年に先送りされる旨を、EU 委員会の幹部が明らかにしたと報じている。即ち、「2007 年問題」が「2009 年問題」に変わる可能性が高まってきたわけである。

2.米国基準と国際会計基準のコンパージェンス(統合化)

(1) ノーウォーク合意とロードマップ

米国の会計基準設定主体である FASB(財務会計基準審議会)と IASB との間では、2002 年 10 月に会計基準のコンバージェンス(統合化)を目指すための「ノーウォーク合意」が交わされ、これに従い、プロジェクトが推進されている。

さらに、2005 年 4 月には SEC のドナルドソン議長と EU のマクリービーコミッショナーが、国際会計基準の受け入れに向けて SEC が作成したロードマップの内容について合意している。米国は現在、EU 企業が国際会計基準に基づいて作成した連結財務諸表をそのまま用いて米国市場で資金調達を行うことは認めておらず、米国基準と IFRS との差異に関する調整表の作成を求めている。ロードマップでは、この調整表を、遅くとも 2009 年までに廃止する用意がある旨を述べている。米国が国際会計基準に準拠して作成された財務諸表を無条件で受け入れることとなれば、EU においても米国基準で作成された財務諸表を同様に扱うこととなると考えられる。

ロードマップでは、米国基準と国際会計基準のさらなる統合化を推進するためにどのような項目を優先的に検討していくかを、米国の FASB (財務会計基準審議会)と IASB (国際会計基準審議会)が決定すべきとしている。

(2)MOU

ロードマップを受け、FASB と IASB とは、2006 年 2 月 27 日に、MOU(Memorandum of Understanding) を公表した。MOU のポイントは次の 2 点である。

2008 年までに、短期統合化プロジェクトにより、米国基準と国際会計基準の主要な差異を解消する。

長期的に、他の分野についても共同で、会計基準を開発する。

の短期統合化プロジェクトの対象としては、次の項目が挙げられている。

FASB が対応すべき項目	IASB が対応すべき項目	共同で対応する項目
公正価値オプション	借入費用	減損
投資不動産(公正価値オプショ	政府補助金	法人所得税
ンの一部として検討)	ジョイント・ベンチャー	
研究開発費	セグメント情報の開示	
後発事象		

企業が指定した金融商品について、公正価値で評価し評価損益を計上できることとする会計基準

の長期的な項目としては、以下が挙げられている。これらについては、2006 年から 5 年間で完成させることを目指している。

既に議題となっている項目	リサーチ項目だが議題にはなっていない項目
企業結合(2007年に最終基準公表予定)	認識の中止
連結 (SPE を含む)	金融商品(現行基準の置換え) 2
公正価値測定 (FASB は 2006 年中、IASB は 2007	無形資産
年に完了予定) 1	リース
負債と株主持分(資本)の区分	
業績報告(包括利益など)	
退職後給付(年金を含む)	
収益認識	

- 1 公正価値の評価を義務付けるのではなく、公正価値での評価が必要な際にどのように公正価値を測定するかを定めるものである。
- 2 FASB と IASB は 2005 年 10 月に金融商品の全面時価会計を目指す旨を合意しているが、2006 年から 5 年以内



に完成させる項目には含まれていない。

3.わが国の対応

EU 市場におけるわが国企業への調整措置の義務付けが、米国と EU の動きを合わせて、2007 年から 2009 年に 2 年先送りされたとしても、2009 年以降は、わが国の企業は不利な立場に立たされることに違いはない。2009 年以降は、米国企業と EU 企業が何の調整措置も無しに自国の会計基準による財務諸表を用いて互いの市場で資金調達を行える。これに対し、わが国の企業は、現状のままでは、2009 年からは米国市場のみならず EU 市場でも調整措置が求められることになるからである。(カナダも 2011 年 4 月に国際会計基準を採用する予定である。)

そこで、わが国の ASBJ (企業会計基準委員会)は、わが国の会計基準と国際会計基準のコンバージェンス (統合化)のスピードアップを図ることとした。既に、ASBJ は IASB との間で 2005 年 1 月からコンバージェンス・プロジェクトを開始していた。しかし、当初は、それほど調整が難しくない項目から調整するアプローチ (フェーズド・アプローチ)を採用していた。

2006 年 3 月の ASBJ と IASB との会合では、米国と欧州の動きを受けて、この方針を転換することを決定した。差異のある全ての会計基準について、広く今後の取組みを明示するアプローチ(全体像アプローチ)を採用し、短期的に差異が解消可能なものについては、2008 年までに解決又は見直しの方向性を決定することとしている。

(詳細は、2006.3.31 付 DIR 制度調査部情報「国際会計基準とのコンバージェンス・プロジェクト (斉藤 純)」を参照)

もっとも、IASB 側は、短期的な統合よりも MOU で取り上げた 11 の長期的項目の検討に軸足を移しつつあり、わが国に対しても、11 の長期的項目の検討に積極的に協力するよう求めてきている。 米国・EU を中心としたコンバージェンスの流れに乗り遅れないためにも、また、わが国の主張を国際会計基準の設定に反映させるためにも、これら長期的項目の検討に積極的に関わっていく必要があると思われる。

